

鎌倉市ウェルカムバック制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児や介護、進学等を理由に退職した者を職員として選考により採用する制度（以下「ウェルカムバック制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用方法)

第2条 鎌倉市職員の任用に関する条例（昭和31年3月条例第1号。以下「任用条例」という。）第5条第3項及び第8条の規定に基づき選考によるものとする。

(選考方法)

第3条 選考方法は、任用条例第9条及び鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則（昭和31年3月規則第2号）第6条によるものとする。

(対象者の要件)

第4条 ウェルカムバック制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 結婚、出産、育児、介護、看護、配偶者の転勤等をやむを得ない事由、又は進学、留学、転職等のキャリアアップなど、自己の都合により退職した者であること。
- (2) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が5年以上であること。ただし、休職、停職、育児休業、介護休暇等の期間は除く（ただし育児休業については通算で1年に達するまでの期間は除算しない）。
- (3) 再度の採用（以下「再採用」という。）の日において、退職の日の翌日から起算して5年を経過した日までの期間であること。
- (4) 再採用の日において、定年退職の年齢に到達していないこと。

(職務の級)

第5条 任用条例第5条第1項の規定に基づき、1級で採用することとする。ただし、任用条例第5条第3項及び第8条の規定に基づく選考であって、ウェルカムバック制度による採用者の職務の級はこの限りではなく、本市退職時における職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用者の希望により退職時における職務の級より下位の職務の級に決定することができるものとする。

(号給)

第6条 ウェルカムバック制度による採用者の号給は、退職時の号給とする。

- 2 退職後に官公庁、民間企業等における職歴がある場合は、退職時の号給を基礎とし、鎌倉市職員の初任給に関する規則第3条第1項の規定に基づく別表第2の経歴年数換算表を適用し、当該職歴に係る経験年数を加算した号給とすることができる。
- 3 前条第2項に規定する、採用者が退職時における職務の級より下位の職務の級を希望する場合には、第1項及び第2項を適用後の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合は、直近下位の額の号給）とする。

(職種)

第7条 再採用された者の職種は、原則として退職時と同一職種とする。

(退職手当に係る勤続期間)

第8条 ウェルカムバック制度による採用者が退職する場合における退職手当の算定に用いる勤続期間について、ウェルカムバック制度による採用の日前に支払われた退職手当の期間は通算しない。

(他の採用制度との関係)

第9条 ウェルカムバック制度は、その対象者が他の採用制度を利用することを妨げない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、決裁の日（令和8年2月26日）から施行する。